

大分県中教院の成立と国民教化運動の展開

長野 浩典

はじめに

明治五年（一八七二）三月、明治政府は神祇省を廃止して新たに教部省を設置、同年四月には宣教使にわかつて教導職を置き、国民教化政策を展開した。神官と僧侶からなる教導職は「三条の教則」をもって国民教化の使命になったが、この教導職の管理・教育および「教則」説教の全国組織として東京に大教院が、府県の県庁所在地に各県中教院が置かれた。ここにいわゆる教院体制が成立する。

大教院は明治五年五月に設置が決定、東京金地院から旧紀伊徳川邸跡を経て、翌年二月に芝増上寺に移転した。大教院は「教部省ノ命ヲ奉ジ、三条ノ趣旨ヲ体認シ、諸教導職ノ材識ヲ長育スル所」とされた教導職の教育機関であるが、造化三神と天照大神の四神が祀られ布教所的人格もかねそなえていた。中教院は、各県の中心的な役割をもつ神社や寺院があてられた。大教院同様に四神を祀り、教導職の教育や任用・昇級試験を実施し、説教活動も行った。また、下部組織である小教院を統括した。⁽¹⁾各県中教院は、明治六年（一八七三）から翌年にかけて成立したが、大分県においては曲折を経て、明治七年（一八七四）一〇月によりやく成立した。各県での成立時期のずれは、それぞれの府県の神仏両派の対抗状況を反映しているものと思われる。

さてこの教院体制に関する研究のなかで、とくに各県中教院の成立について追究したものに藤井貞文の一連の論文がある。⁽²⁾

また静岡・浜松両県の中教院の成立と、その下での教導職の活発な説教活動について述べた、清水秀明の研究がある。⁽³⁾羽賀祥二は、東北各県の教院体制の実態とそこでの真宗による中教院分離運動を追究している。⁽⁴⁾さらに井上順孝は、教院体制とその下での教派神道の教化活動を論じている。大分県中教院の成立過程については、『大分県史（近代篇Ⅰ）』⁽⁵⁾がわずかに論じている。しかし教院体制の研究については、羽賀が「それが近代天皇制の確立過程のなかで、重要な意味をもっているにもかかわらず、研究史的には遅れている分野」であり、「今後いっそう史料の発掘を含めた基礎的な検討を積み重ねていくことが必要であろう」と、述べているとおり、さらなる研究の蓄積が求められる状況である。とくに九州各県における教院体制に関する個別研究は、ほとんどみあたらない。

小稿では、大分県中教院の成立とその下での国民教化運動の展開状況、そして教院体制崩壊前後の各講社・教会の勃興とその意義について論じてみたい。

一 大分県中教院の成立過程

(1) 成立前史

大教院を頂点とする教院体制は、キリスト教の浸透に危機感を募らせた仏教各宗の強い要求により成立するが九州・大分県においても、小教院・中教院の設立要求はまず仏教側から出ている。九州における中教院設立をめぐる動きは、まず長崎からおこる。その中心となったのが、当時、長崎県に置かれていた「長崎縣教部出張」である。教部省のこの下部機関は、とくにキリスト教防遏のために「異宗ノ巢窟」たる長崎県に設置されたものと思われる。明治六年（一八七三）三月、長崎県「教部出張」から、九州各県の大寺院に対して次のような文書⁽⁶⁾が出されているので引用する。

此度本省ヨリ第六大區教導為、取締官員被差下候御旨趣ハ、從來當縣下ハ先年ヨリ異宗ノ巢窟ニテ、旧宣教使以來種々御手

ヲ為尽、悔悟不致者共諸縣へ分配シ、於各縣説諭等有之候。一旦悔悟ト称シ復帰セシメ候中ニモ亦々黒徒ニ立返黒徒ニ於テ者ヲ黒徒ト此節益蔓延ニ及ヒ、浸々トシテ良民へ伝染ノ勢有之趣、畢竟教導不行届ヨリ、右之次第其地方ノ祠官僧侶氏子檀家ヲ被奪候ニテ、其責不可逃。其他ノ地方未タ伝染セサル向モ油断ナリ難キ時勢、精々豫防不可怠。其二付先般東京ニ於テ、大教院創立、祠官僧侶ヲ一院ニ集会シ、協心勦力互ニ教義ヲ講習シ、大ニ教化ヲ海内ニ布キ施サントス。於此大教正之カ管轄トシテ、皇國八大區ヲ各教正ニ分賦シ天下ノ大小社寺ヲ以テ、惣テ教院ト見做シ、其中祠官僧侶ハ悉皆教導職ニ當テ、普ク布教伝導ノ手段ヲ拡充セシムルノ御趣意ニ候處、就中當縣下ハ右異宗蔓延、良民豫防第一ノ要地ニ候ヘハ、三府五港六十余縣ニ先達テ最モ早ク実地ニ手ヲ下サルヘカラサル儀ニ付、不取敢當地ニテ事ヲ創メ、當港ニ於テ一寺ヲ中教院ニ充ツルノ申合モ有之候。旁九州以内ノ大寺住職ヲ此地ニ集会セシメ、右等布教ノ方法旧弊ヲ改メ、新得ヲ図ルノ議、中教院ノ規則并ニ講社教会金ノ施設永続ノ見込等、各々意見ヲ述ヘ衆議ヲ取り折衷為致度、態々遠路跋涉ヲ煩ワシ候事ニソロ(後略)

教部省出張

明治六年三月

右史料の前半部分には、長崎は「異宗ノ巢窟」で「黒徒(キリスト教徒)筆者注」ニ立返ニ立返るといふ狀況が蔓延し、さらに「良民へ伝染」することになれば、氏子や檀家を奪われかねないことに對する顕な危機感が示されている。後半は、そのような事態を防ぐため、他府県に先だつて最もはやく手立てを講じる必要がある。そのために、長崎中教院を設立し、僧侶・神官が三条の教義をよく講習して活発な教化活動を展開しなければならぬとしている。そしてまず、「九州以内ノ大寺住職」を長崎に招集するといふ。

『社寺取調類纂』によれば、明治六年二月に長崎県内の禅宗と黄檗宗大寺院三二ヶ寺より「教部省出張」に對し長崎仮中教院の設立願が出されている。これを受けて三月、「長崎出張」は教部省に仮中教院の設立「伺」を提出している。この長崎仮

中教院は、「九州僧侶之全力ヲ以テ当地（長崎—筆者注）ニ協合セシムル」機関として構想された。同年六月には、実際に九州諸寺院の住職を長崎に招集している。⁽⁹⁾七月には、「異宗防禦ヲ担当」する「仮中教院専任之モノ」を設けるなどの動きを見せている。また十一月には「異宗防禦」の実をあげるため、「長崎仮中教院」から「九州諸宗取締所」とその名称を改め九州各宗寺院の取締教化をはかる旨の願書を大教院へ提出している。⁽¹⁰⁾これは実現しなかったものの、こうしたキリスト教の侵入を極度に警戒する長崎県の状況は、兵庫港と神戸港を控えてキリスト教防止のために早期に中教院を設立しようとした兵庫県に似ている。⁽¹¹⁾

一方、大分県は仏教、なかでも禅宗の勢力が強いところであるが、明治六年（一八七三）二月、禅宗養徳寺（現杵築市）から県に対し、「小教院建築ノ良策」を至急実施すべきであるとの「謹建言」が提出されている。⁽¹²⁾この「謹建言」は、ヨーロッパにおけるキリスト教の国民教化の役割を評価し、わが国においては仏教寺院がこれを担うべきだとする。また、教部省および大教院が設置され、徐々に神官・僧侶の三条の教則に対する認識が深まってはいる。しかし「遠隔ノ地」においてはこの点不十分である。僧侶の講学機関としての小教院を寺院にあまねく設け三条の教則を講究し、「諸氏ヲ教諭」すべきだということ。ここにキリスト教浸透への危機感と、キリスト教予防策の一環としての小教院設立要求を見ることができ、これに対し県当局は、「各寺院説教所ヲ以小教院ト相心得可申事」と回答している。同年四月、禅宗各派は「禅宗一派教義研究場」を萬寿寺（現大分市）に設立した。⁽¹³⁾これは県下の禅宗寺院を統合した機関であり禅宗単独ではあるが、中教院の前身とも言うべき機能と組織をもっていた。

同じ頃、真宗の活動も活発であった。真宗も禅宗同様、明治六年一月に「僧徒ノ開化」のための講学所として、光西寺（現大分市）書院に「教導稽古場」を置くことを申し出、「百一般ノ御布告」を「施与」してくれるよう、県に要求している。⁽¹⁴⁾そして六月には、西寒多神社・禅宗萬寿寺・浄土宗浄土寺とともに、「教義講究之為」の「小教学院」の設置届を県に提出している。⁽¹⁵⁾真宗の小教学院では、七月にはさっそく僧侶の「試験」を実施して、僧侶の資質向上を期している。⁽¹⁶⁾ただ、真宗につい

て付言しておかねばならないのは、明治六年六月の段階では、中教院・小教院設立運動において、神道や他の仏教各派と共同歩調をとっているが、翌年一月の中教院設立願いには、真宗のみ名を連ねていない。⁽¹⁷⁾この背景には、真宗の大教院分離運動があった。大教院分離運動は、明治六年七月に島地黙雷がヨーロッパから帰国した直後から開始される。同六年一〇月に真宗局は、大教院からの分離願いを教部省に提出した。続いて明治七年一月、真宗管長大谷光尊が末寺の中教院加入を見合わせたいとの伺書を教部省へ提出して「中教院加入之儀ハ各寺ノ見込ニ任スヘキ」との回答を得た。こうして真宗の大教院分離運動は、ただちに各府県における中教院分離問題に発展した。⁽¹⁸⁾九州においては、先述した「長崎仮中教院」を「九州諸宗取締所」に改称する願書に対し、大教院は「真宗之儀ハ別立之志」があり「七宗合議ノモノカ」疑わしい、七宗の「協和不行届此忒テハ瓦解」の可能性もあるとの理由で「難聞届候」と回答している。⁽¹⁹⁾つまり、真宗が分離したという事実が問題視されているのである。また大分県において中教院が成立するのは、七年一〇月であるから、中教院成立前、すでに真宗は分離していたことになる。

明治六年の「長崎仮中教院」から「九州諸宗取締所」構想への動きをみると、仏教各派の精力的な活動が伺える。この動きは、九州各県に大きな影響を与えたと思われる。大分県の禅宗寺院は、六年四月にやはり「黒徒予防」の方策を県に願い出て積極的な活動を開始しているし、⁽²⁰⁾中教院設立の要求は、先にも述べたように、やはり禅宗・真宗を中心としてこの時期活発化している。従って、九州各県における中教院設立の特質は、第一にキリスト教の侵入に危機感をもった仏教勢力が、長崎仮中教院を設立し、長崎を拠点として活動を始めたこと。第二にその長崎仮中教院の活動が各県の仏教勢力に影響を与え、九州各県の中教院設立運動を促したことである。しかしながら、こうした動きは、大教院における真宗分離問題が起るとその影響は九州各県にもおよび、中教院設立実現への大きな障害となった。

(2) 大分県中教院の成立

① 中教院の設立場所と時期

大分県の「中教院設置願書」が、森下大分県権令宛に出されたのは明治七年（一八七四）一月九日である。⁽²¹⁾ この「設置願書」によれば、これより前に西寒多神社に中教院を設置する願書を出したが、それを取り消して改めて駄ノ原村（現大分市）の旧良福寺（廃寺）に中教院を設置したいとしている。従って、明治六年の末頃に一旦、西寒多神社に中教院を設立する願書が出されていることになるが、この「西寒多中教院」に関する史料はない。またこの「設置願書」は、日蓮・禅・浄土・真言・天台の仏教五派の僧侶と西寒多神社の宮司の連名となっている。真宗はこの時点ですでに設立運動から離れていたことがわかる。ところで右の「願書」が提出された後も、中教院を置く場所は二転三転する。すなわち、明治七年の五月になって、さきの旧良福寺は「大破ニ付營繕中」のため、荷揚町（現大分市）の浄安寺にて「中教院事務」を行う旨の願書が出されている。⁽²²⁾ さらに一〇月には西新町（現大分市）の江雲禅寺に移し、ここで開講式が行われ大分県中教院が成立する。⁽²³⁾ 西寒多神社からはじまり、江雲禅寺に落ち着くまで、四ヶ所も中教院「候補地」が移動しており、しかも仮中教院設立の願書が出て、実際に中教院が設立され機能し始めるまで、一年近くも要しているのである。これは何故だろうか。筆者は、この疑問を解く史料を、残念ながら今持ち合わせていない。しかし全国の中教院設立の状況から次のように考えている。

試みに、各県中教院設立願書提出年月一覧表を作成してみた【表1】。設置場所については、神社と寺院の数がほぼ拮抗していると言える。中教院を神社におくか寺院に置くかは、中教院設立運動の中で神道・仏教のどちらが、主導権を得ているか、つまり力関係で決まると考えられる。島根・兵庫・鹿児島各県はいずれも神社に中教院が設置されているが、島根・兵庫両県には千家尊福・折田年秀という強力なリーダーシップを發揮した神官がいたし、鹿児島県の場合は平田派の国学者が多かったことが指摘されている。⁽²⁴⁾ 大分県の場合、最終的に江雲禅寺に落ち着いているが、これはやはり中教院要求を禅宗寺院が主導していたからであろう。しかし、寺院に主導権がある場合、中教院自体が神道色の強い機関であるため、神仏両派の対立がよ

【表1】 『社寺取調類纂』にみる各県中教院設立年月一覧

府県名	明治年月	中教院所在地	備 考
東 京	6年9月	麹町紀州邸	(麹町紀州邸へ中教院皇学所移転願書)
神奈川	不明	不明	
兵 庫	6年8月	湊川神社	(中教院建設に関する願書)
足 柄	7年1月	松原神社	「御届」
千 葉	6年12月	旧靈応寺	「中教院改設置場所届」
宮 城	不明	不明	
磐 前	7年4月	県社子歛倉神社	「中教院建設之儀ニ付願」
若 松	6年12月	高田国幣社	「御届ケ書」
青 森	6年10月	蓮心寺(仮)	「教院設立御届」
〃	7年6月	常光寺	「中教院設立御願」
山 形	6年8月	佐伯菅雄宅	「中教院設立願」, 佐伯は神官か
置 賜	6年8月	上杉神社(仮)	「置賜県中教院建設之伺」
〃	7年12月	真言宗金蔵寺	「仮中教院移転之御届」
相 川	6年10月	広源寺跡(廃寺)	「相川県下中教院建営伺書」, 中教院の落成は7年6月
鳥 取		なし	
島 根	6年6月	千家尊福居宅(仮)	「教院取設之儀ニ付伺」
〃	6年10月	出雲大社(仮)	「...仮中教院創建之儀伺」
〃	8年3月	松江天神街	「祝辞」
飾 磨	6年10月	本徳寺	「本徳寺ヲ借受中教院建設之儀...」
北 条	6年2月	真言宗愛染寺	「北条県下中教院設置願」
岡 山	7年2月	国清寺	「...岡山県下教院取設願指令按」
名 東	7年4月	持明院廃寺跡	「中教院許可願」
愛 媛	6年10月	阿沼美神社々地	「建議」, 阿沼美神社は仮中教院事務所
〃		大林寺	大林寺は仮中教院講究所
長 崎	6年2月	光永寺(仮)	「仮中教院当分相建度ニ付伺」
〃	7年夏	真光寺(仮)	「中教院建設ニ付願」
〃	7年4月	薬師寺自暁宅	「中教院建設ニ付願」
三 瀨	6年8月	素盞烏神社	「中教院願」
大 分	7年1月	旧良福寺(仮)	「御届書」
〃	7年5月	浄安寺(仮)	「中教院建設願書」
〃	7年10月	江雲禅寺	『神社編纂明治七年』より
宮 崎	6年12月	旧西満寺	「記」
鹿 児 島	7年3月	松原神社広間	「中教院建設趣意書」

り激しかったことは想像に難くない。清水も静岡・浜松両県の例をあげて、「神仏合同といっても、神道優先であるため、どこかしつくりしないことがある。何か事があれば対抗意識が表れる」と、述べている⁽²⁵⁾。次に、中教院設立の資金問題が考えられる。中教院の建設・運営資金は、全て自弁ということになっていたから、誰が資金や人夫をどれだけ拠出するのかという問題があったと思われる。仏教側の立場からいえば、寺院が資金を調達したとして、できあがった中教院は、神道色のきわめて強い施設である。つまり寺院が神社を建設するために資金を提供するようなものである。さらに中教院設立時期の問題もある。まず各県の中教院設置願書提出の時期をみると明治六年中に一五県、翌七年中に六県である。してみると、大分県は比較的遅い方だと言えよう。大教院分離運動については先に触れたが、六年一〇月には、全国の真宗の末寺に中教院への加入を見合わせるよう達している。設立が遅れば遅れるほど、この大教院分離運動の影響を被ったと考えられる。

② 大分県中教院「開講」式

大分県仮中教院が荷揚町の浄安寺から西新町の江雲寺に移され正式に発足したのは、明治七年（一八七四）一〇月一日であった。そして一〇月九日より一二日まで四日間にわたって、「開講」の行事・祭典が行われた⁽²⁶⁾。この祭典の模様を簡単にみてみると、「開講」式の二日前より、江雲寺内に鳥居・神殿・神座などが設けられ、それらに忌竹・注連縄・簾・幌・幕などが施され、祭典に参集する者の座がつくられた。一〇月九日午前八時から「祭奠試講」が行われ、翌日一〇日正午より「四神祭并説教」、一日と翌日の二日続けて正午から「天下泰平祈禱祭典并ニ説教」が実施された。祭典はいずれも神道式の儀式がほとんどで、儀式の終盤に仏教各派による説教が行われ、ここでわずかに僧侶が登場した。また、神道式の儀式の合間には、「三条の教則」が厳かに読み上げられた。また、一日より一二日の二日間には、県の官吏が出席した⁽²⁷⁾。大分県令森下景端も出席し、祝辞を述べたと思われる。『神社編纂明治七年』には、森下景端の祝辞案が残されているが、これには中教院設立の経緯と県官の中教院への期待が述べられているので、次に引用してみたい⁽²⁸⁾。

中教院開筵祝文案

管内中教院建設ノ挙、速ク其緒ニ就クトイヘトモ、当縣ハ西陲僻遠ノ地ニシテ、神道七宗ノ教職相俱ニ會同事ヲ議セント欲スルモ、山壑海濱ヲ阻テ、各自ノ力合ハサリシモ、遂ニ共同精誠ノ達スルヤ茲ニ時至リ、今般廳下江雲禪寺ヲ以、仮ニ中教院トナシ、本日四神ヲ鎮メ祭奠ヲ挙ケ、本教ヲシテ管内ヘ宣布ノ基ヲ開クハ之他ナシ、各員尽力ノ深厚切実ナルニ出ヅルモノナリ、抑人民ノ世ニ處ルヤ神徳ニ頼リ、皇化ニ浴スル事ヲ待ス、豈人タルノ義務ヲ尽ササラムヤ、彼ノ愚夫愚婦モ神賦ノ靈魂アリ、各自ラ善ヲ勸メ惡ヲ懲スヲ知ル、其心ヲ正フスルハ靈魂ノ真ヲ全フセシムルナリ、其職ヲ効サシムルハ肉體ノ□ヲ節セシムルナリ、是ニ於テ神賦ノ智識ヲ開キ、人倫ノ大道ヲ明ニシ、神明ノ惠顧ニ負カス、皇上ヲ奉戴シ朝旨ヲ遵守シ、外ニ交ルニ礼義廉恥ヲ以テシ内ニ和スルニ慈孝友悌ヲ以テセシムルニ至ラシムルハ、皆是神明ノ恩頼ヲ以テ天然ノ人情ヲ誘導スル教職ノ責任ナリ、一言断シテ之ヲ約スレバ、一誠字ノ外ニ出ス誠ナラザル物ナシトハ夫是ノ謂ナリ、仰キ希クハ其誠ヲ尽シ、縣政ヲ賛成シ、縣治ヲ裨益シ、本教ノ光彩ヲ賀シ、併テ教導ノ将来ニ興起セン丁ヲ之祈ル

明治七年十月十日

大分縣令森下景端

これを要するに、まず中教院建設の経緯については、「速ク其緒ニ就」いたにもかかわらず、大分県は「山壑海濱ヲ阻テ」ているため、各宗の「力」が合わず設立が遅れたとする地理的理由をあげているのだが、加えて小藩分立による各宗協同の困難という事態も想起させる。次に「教導ノ責任」とは、「神明ノ恩頼」によつて「天然ノ人情ヲ誘導スル」こと、即ち「愚夫愚婦」をして「神賦ノ智識ヲ開キ人倫ノ大道ヲ明ニシ神明ノ惠顧ニ負カス皇上ヲ奉戴シ朝旨ヲ遵守シ外ニ交ルニ礼義廉恥ヲ以テシ内ニ和スルニ慈孝友悌ヲ以テセシムルニ至ラシムル」ことである。さらに県官としての森下は、教導活動に「縣政ヲ賛成シ縣治ヲ裨益」することを期待している。地方官が、教導活動に国や県の法令や施策を人民に周知徹底させる機能を期待したの

は、むしろ一般的であつた。⁽²⁸⁾ 続いて県は一月二四日、区戸長・県民に対し、「中教院建設云々達」を出した。⁽²⁹⁾ これによれば、中教院の成立に伴い、「人民モ亦各自ノ信仰ニ任セ尊信ノ教職ニ倚頼シ家業ノ餘暇ヲ以テ必ス説教聴聞」しなければならぬ。説教とはすなわち、「三条ノ教憲」であつて「朝旨ノアル所靈魂ノ尊キコトヲ知ラシムルノ講筵」である。このことを人民が知れば、「開化ノ域ニ進歩」するに違いない。区戸長は以上のことを「篤ト体認」して、説教の世話をしなければならぬ、とする。つまり、県民一般の説教への積極的・自主的な参加と国民教化における区戸長の役割を示したものである。

(3) 大分県中教院の組織と機能

① 中教院の組織

大分県中教院の開講後、正副院長が決定した。院長には西寒多神社宮司で権大講義の田近陽一郎、同社権宮司の清原宣道、禰宜の日野資計の三名、それに臨済宗取締の三關天慧と圓越山、日蓮宗取締の阿部日厚の三人、あわせて六名が就任した。神官と僧侶三人ずつで勢力の均衡が計られている。副院長には、神官四名と僧侶七名の計十一名が就任した。⁽³¹⁾

ところで、中教院の運営資金であるが、これは原則的には「自弁」であつた。大分県中教院の運営資金を、各宗や神社がどのように資金を負担していたかは明らかでない。ただ、西寒多神社の風倒木を五〇円で売り払い、資金としたいと申し出た文書がある。⁽³²⁾ 社地は官有地であるからこうした願書が出されているわけである。また、七年二月には、県費から一〇円余りを支給されている史料がある。⁽³³⁾ こうしたことから、「自弁」が原則であつたにもかかわらず、公費による援助もあつたようである。

② 中教院の機能

中教院は布教組織というより、教導職の教育機関という性格が強かつた。中教院成立間もなく、早速教導職試験を実施している。その結果、合格して試験として上申された者は、臨済宗二八名、真言宗一〇名、日蓮宗一〇名、曹洞宗七名、浄土宗五

名の合わせて六〇名であった。このほか、社寺合併についての願伺・取り調べを所管していた。⁽³⁴⁾

右の中教院に結集した教導職らが、各地で説教活動をどのように展開したかは、実は公文書にあまり出てこない。このことから中教院としての説教活動は、全般的に低調だったと思われる。やはり、教導職の試験・教育の面が優先されたのであろう。大分県の教院体制期は、黒住講社の説教活動がめざましい。この黒住講社の説教活動については後述する。ところで、大分県中教院として大々的な巡回説教を準備したことが一度だけある。それは、皇太神宮の禰宜で権大講義藤岡好古の招致である。藤岡好古は、明治六年八月から三ヶ月間、静岡県下を積極的に巡回して説教を行っている。⁽³⁵⁾ 藤岡は、八年の四月に隣県白川県を巡回説教しているが、続いて五月には、大分県を訪れる予定であった。大分県中教院では四月下旬には、第一大区一八区まで県下一三ヶ所において藤岡の説教を行うこととし、その世話係を決めて藤岡の来県を待った。⁽³⁶⁾ところが、この巡回説教は実現しなかった。藤岡が来県する直前に大教院が分離し、合併教院の差し止めが決まったからである。五月二五日には、白川県中教院から大分県中教院へ正式に「御縣参向ノ見込モ付兼」と、藤岡の大分巡回が困難との通知が届いている。⁽³⁷⁾

中教院は、その下におかれる小教院の統括も行うことになっていた。小教院は、大分県中教院が成立する以前より仏教各宗が、「小教学院」などの名称で設置し統括していた。『社寺取調類纂』には、大分県における神道の小教院が、ただひとつだけみえる。即ち、明治七年に西寒多神社権大講義の田近陽一郎が、直入郡竹田町（現竹田市）の神明社に小教院を設置する旨の願書を教部大輔宍戸宛提出している。田近陽一郎は、小河一敏に続いて岡藩を脱藩し尊王攘夷運動に身を投じた人物で、平田派の門人でもあった。⁽³⁸⁾ 田近はこの当時、西寒多神社の宮司であった。したがってこの唯一の小教院は、田近という大分県神道界の重鎮がその出身地に設けたものである。

中教院の機能は、およそ右のようなものであったが、全般的に活動は振るわなかったという感がある。教院体制の枠内に入った仏教各派（臨済宗・曹洞宗・日蓮宗・真言宗・浄土宗）の活動も、むしろ中教院が存在した時期には活動が鈍っている。少なくとも大分県の公文書からは、そのようにみえる。教院体制にはどのような問題があったのか。それは第一に、僧侶の活動

が「三条の教則」の枠内に制限されたことがあげられる。つまり説教の場で宗論を展開することを禁止されていた。言い換えれば、「教団」としての自由な布教活動を制限されたのである。第二に能力のある神官の場合、有能であるがゆえに戸長・副戸長を兼ねている場合がある。第六大区一五小區の副戸長内田正能は、宮處野神社の祠官で中教院詰の職務も兼ねていた。当時、県下各地域では、地租改正が進められており繁忙を極めた。そこで同区の區戸長より、内田が中教院の事務に取りれば、地租改正事務が滞るので考慮して欲しいとの嘆願書が県に提出されている。⁽⁴⁰⁾ 県は、「其区事務ヲ斟酌シ」「中教院順番詰ニハ不及」と回答している。地租改正事業を優先しているのであるが、県の処置としては当然とも言える。

(4) 大分県中教院の解散

真宗の大教院分離運動は、其の精力的な運動が功を奏し、七年一〇月には教部省も分離許可の方針を上申した。翌年一月には太政官が分離を認める決定を下し、八年には神仏合同布教の差し止め指令が教部省から出され、「各自教院ヲ設ケ布教セシム」ることとなり、大教院も解散した。⁽⁴¹⁾

これをうけて大分県では、まず神道事務分局が西寒多神社内に設けられた。また真言・臨濟・日蓮・浄土・天台の仏教各派は、それぞれ「宗教支院」を設け、「元中教院ヲ分移シ各自宗義講究」を行うことになった。⁽⁴²⁾ こうして、大分県中教院による神道と仏教の「合併教院」体制は、はじめから真宗の参加を欠いたまま、さしたる成果も得られず、わずか半年余りで終わりを挙げた。

二 国民教化運動の展開 —— 黒住講社を中心に ——

(1) 黒住講社のめざましい説教活動

これまで述べてきたように中教院はもともと布教組織ではなかったとはいえ、大分県中教院はほとんど説教活動に国民教化

を行っていない。この時期、「教導」が遅々として進まないことに対する神官の批判と焦燥感がしばしば見られる。一例をあげよう。第一大区の八坂神社・祠官林茂と同区奈多神社・祠官中野泰行は連名で「教導ノ行ハレサル」理由を連ねた「建言書」を県に提出している。これによれば、まず祠官・祠掌が無給であり生活に困窮していることをあげている。第二に神官が怠惰で不学なため、教導職を拝命しても一度たりとも説教ができない状況であるという。そこで対策として、第一に県庁に「布教掛」をおくこと、第二にこの「布教掛」に県内を巡回させること、第三に神官教導の給与について「沙汰」を下して生活を安定させること、をあげている。⁽⁴⁵⁾

こうした状況と対照的に、めざましい説教活動を展開したのが、黒住講社であった。黒住教は、黒住宗忠を始祖として幕末に成立した神道系の教団である。本部は岡山市にある。教院体制期は、教派神道体制期の始動期にもあたるが、黒住講社は西日本を中心に一大勢力を拡大しつつあった。その実績が認められたこともあり、黒住教は、明治九年（一八七六）一〇月に神道黒住派として、神道修成派とともに、教派神道としては最も早く「特立」する。黒住講社の説教活動に対しては、黒住講社が行う禁厭祈禱をめぐって、さまざまトラブルを引き起こしている。⁽⁴⁶⁾しかし大分県においては、さしたる困難もなく順調かつ爆発的に教勢を拡大している。

大分県において、黒住講社が活発な説教活動を始めるのは、その中心となった長塩真治郎が来県して以降である。長塩真治郎は、森下景端県令の招きで明治六年五月に来県した。明治六年五月という時期は、大分郡からはじまった県中四郡一揆が終息して間もなくであり、森下は長塩と黒住講社による県民教化を期待したといわれる。⁽⁴⁷⁾実は、県令

【表2】明治6年～9年の長塩真治郎の巡回説教

年	布教地	聴徒数
6年	大分郡・国東郡・速見郡	不明
7年	大野郡・海部郡・日田郡	9024人
	玖珠郡 速見郡・国東郡・直入郡	5084人 16316人
8年	大分郡	28878人
	大野郡・速見郡・国東郡	不明
9年	速見郡・大分郡・海部郡	10630人

『大分県史（近代篇Ⅰ）』より作成

【表3】 明治7年10月～11月
1ヶ月間の説教回数と聴徒数

月日	説教場所	聴徒数
10/9	3大區21小區〔個人宅〕	300人
12	6大區1小區〔説教所〕	800人
13	同	1300人
14	同〔仮講社〕	200人
16	6大區2小區〔用務所〕	300人
17	同〔個人宅〕	330人
18	6大區3小區〔説教所〕	1000人
19	同〔別の説教所〕	300人
20	6大區13小區〔個人宅〕	500人
21	同〔別の個人宅〕	600人
22	6大區4小區	280人
23	同	338人
24	6大區5小區〔個人宅〕	300人
25	〔説教所〕	不明
26	6大區6小區〔個人宅〕	300人
27	同	200人
28	6大區7小區〔個人宅〕	300人
29	同〔別の個人宅〕	300人
30	同〔別の個人宅〕	520人
11/4	6大區8小區〔説教所〕	400人
5	同〔個人宅〕	500人
6	6大區9小區〔個人宅〕	513人
7	同〔別の個人宅〕	350人
8	6大區10小區	300人
合計	(1ヶ月に24回の説教)	10231人

の森下景端は岡山県出身で黒住教の信者であった。明治九年六月に大分県令を退いた後は、岡山に帰り黒住宗篤のもとで副管長に就任する人物である。⁽⁴⁶⁾ここに大分県の特長性がある。

長塩は、明治六年五月に來県すると、さっそく県庁の膝下第三大区で説教活動を開始した。それ以後長塩は、積極的な説教活動を展開した。教院体制期にあたる、明治六年から九年までの長塩の巡回説教についてまとめたのが【表2】である。数字はあくまで長塩の報告によるものであるが、明治七年と八年は年間に三万人ほどの「聴徒」があった。また【表3】は、明治七年一月から一月の約一ヶ月間の説教の状況と「聴徒」数をあげたものだが、このわずか一ヶ月間に実に二四回もの説教を行い、一万人余の「聴徒」を動員している。まさに驚異的な活動と言わざるを得ない。こうした活動もあって、黒住教の信者も急増している。明治九年当時、全国三三万人の信者のうち、大分県の信者数は一万二〇〇〇人であったが、明治

『神社編纂明治七年』M295-297より作成

一二年（一八七九）には二万七四八人と、三年間に二倍以上に増えているのである。⁽⁴⁸⁾

(2) 教勢拡大の要因

黒住講社のめざましい教勢拡大を支えた要因は何であろうか。まず第一にあげられるのが、布教・説教がきわめて組織的に行われており、区戸長の支援があったことである。明治八年以降、黒住講社は「仮分講社」を県下各地に設置する。八年に例をとれば、第四大区をのぞく七つの大区に合計四三ヶ所の「仮分講社」を設けた【表4】。大区ごとの内訳をみれば、第一大区が一五ヶ所でもっとも多く、ついで第二大区の九ヶ所、第三大区の八ヶ所となっており、八年は県北を中心に設置されていることがわかる。また「仮分講社」の設置場所の多くは個人宅であるが、著名な神社も含まれる。第三大区一九小区の場合は戸長宅に設けられているが、他の小区でも戸長宅が利用されたケースがあるものと思われる。なお、翌明治九年には、八年に手薄であった県南の第四・第六大区に多数建設されている。こうして県下くまなく「仮分講社」が置かれたのである。第二に、区戸長が積極的に黒住講社の説教を「誘致」していることがあげられる。この時期の史料に、黒住講社の説教は「聴徒真ニ感服」し、「開化迅速民心合一シテ富国強兵之基礎」が固まるので、黒住講社を招きたいという「願書」が、しばしばみられる。そしてほとんどの場合、願書には区戸長が名を連ねているのである。先にも述べたように、区戸長自身は地租改正事務に忙殺されている。説教どころではなかったのである。そういう状況下では、黒住講社の説教は「渡りに船」であったに違いない。場所を提供すれば、向こうから来てくれるのである。黒住講社と区戸長の利害は一致していたといえる。第三に、平易な説教と禁厭祈禱が、民衆に受け入れられやすかった。明治維新から文明開化期にかけての民衆は、急激な社会の変化

【表4】 明治八年、大
区別黒住講社仮
分講社設置状況

大区	仮分講社数
第1大区	15ヶ所
第2大区	9
第3大区	8
第4大区	0
第5大区	1
第6大区	2
第7大区	5
第8大区	3
合計	43ヶ所

『神社編纂明治八年』
より作成

のなかで常に不安にかられている。とくに開港以後に侵入し猛威をふるったコレラなどの疫病は、民衆を恐怖に陥れた。黒住教がおこなう禁厭祈禱は、そうした民衆の不安や恐怖感をやわらげるものであった。⁽⁵⁰⁾ 第四には、県令森下の存在をあげなければならぬ。黒住講社が活発な布教活動を展開した県では、しばしば禁厭をめぐるトラブルが起こり、黒住講社の活動が非難された。島根・兵庫・愛媛・名東県などがそれである。こうした県では県令自らが、黒住講社批判を行っている。こうしたことを考えれば、県令が黒住教の信者である大分県は、黒住講社にとって願ってもない布教環境であった。

(3) 禁厭祈禱をめぐる

黒住講社の説教活動の中で、重要な位置を占めていたのが禁厭祈禱である。しかし先に触れたように、禁厭祈禱をめぐる各地で批判が起こっている。兵庫・島根・愛媛県では、いずれも県令が黒住講社の禁厭祈禱を人民を惑わすものとして批判し、その取り締まりを教部省に訴えている。黒住講社の禁厭祈禱とは、太陽の気を呑み込んでこれを患部に吹きかけ撫でたり、真名井の水と称する神水を病人に与えて治療しようとしたりする行為である。これらの各県令に言わせれば、このような禁厭祈禱は明治政府の開化政策に反し人民を惑わすものであるがゆえに、取り締まるべきだということである。これに対して教部省は、禁厭は神代からのものであるという理由で黒住教のそれも禁止はできない。ただ医療を妨げるようなことがあれば、適宜対処するとの見解を示した。⁽⁵¹⁾

大分県では、黒住講社の禁厭祈禱について、それほど激しい批判はみられない。しかし禁厭祈禱に対する疑問が県に寄せられている。第六大区宮處野神社祠官内田正能は、黒住講社の禁厭祈禱について、「伺書」をたびたび県に提出している。そのひとつは、「黒住講社教導職」の者が「竈神及水ノ神牛馬ノ祭」等において「千度大祓等」を行ってよいか、というものである。これに対し県は、「神官之外神祭執行ハ差支候事」と回答している。黒住講社の教導職が神祭同様のことを行っていたかどうかはわからないが、県としては神祭執行権は神官のみにあるとしている。⁽⁵²⁾ さらに内田は、「平民ニテ祈念等修スル者見当

候節ハ神道事務局工具状スヘキ筋哉亦ハ縣廳へ直ニ具状スヘキ筋哉之事」と、名指しはしていないものの、暗に黒住講社の禁厭祈禱について取締の必要を訴えている。これに対し県は、「不正祈禱」を行つて「愚民ヲ蠱惑スル等ノ者」を見つけたら、「巡查出張所」へ届け出るようにと回答している。ところがこの回答部分に「但平民ニ而モ其筋許可ヲ受ケ禁厭相致シ候義ハ不苦義ト可相心得候事」と書いた付箋がついている。⁽⁵³⁾ 平民による禁厭は許可制になっていた。ただしこの許可というのは、県当局の許可ではなく黒住講社社長の許可である。この独自の禁厭許可制度導入は、各地での黒住教批判をかわすためのものであった。⁽⁵⁴⁾ 大分県では、長塩真治郎の名でしばしば「禁厭免許」の届が県に提出されている。そして許可を与えた者に対しては、長塩が社長の印鑑のある「鑑札」を渡していたものと思われる。⁽⁵⁵⁾ このようして黒住講社は、合法的に禁厭を行っていた。県としての禁厭に対する認識は、「該講社従来ノ傳法ニシテ人民ノ請求ニ應シ執行候儀ハ不苦候得共之レカ為メ醫業ヲ妨ケ湯薬ヲ止メ候等之所業無之様屹度可相心得事」と、教部省のそれを踏襲していた。⁽⁵⁶⁾ 大分県では、禁厭祈禱への批判や疑問は県のレベルで既に処理されていた。

(4) 浄土真宗との衝突

大教院が解散して合併布教差し止め間もない、明治八年（一八七五）五月、真宗寺院が神道説教に寺院を貸すことを拒否する事件が起こった。安丸良夫は、これを「大教院分離運動を背景」にした「仏教側の自信回復」を示すものと評価している。⁽⁵⁷⁾ ところが、この説教場の提供を拒否されたのは単なる神道説教者ではなかった。拒否された本人とは、はなばなしい説教活動を行っていた長塩真治郎なのである。即ち、真宗寺院は黒住講社の説教場として、寺院を提供することを拒否したのであった。もう少し、事件を詳しく追ってみよう。第三大区二二小区では、長塩真治郎を迎えて説教を開こうとした。しかし大人数が集まれる神社がなかったため、同区来鉢村（現挾間町）の存重寺を借り受けることにして同寺の住職にかけあったところ、住職が貸与を拒否したのであった。⁽⁵⁸⁾ 存重寺側の拒否の理由は、次のとおりである。五月一〇日に横瀬村（現大分市）の覚圓寺に

おいて、合併教院差し止めの「教部省達」の読み聞かせ（解説）があった。それによれば、これ以後は各宗各寺で説教を行うようになったはずである。このことは、真宗の寺院の集会で確認されたことであるから、一存で他の宗派の説教場として御貸しすることはできない、というものであった。⁽⁵⁹⁾ 大教院分離運動の成果としての合併布教差し止めが、その根拠になってあるのであるが、さらに真宗の黒住講社への対抗意識や警戒心はなかったのであろうか。もともと真宗の大教院分離運動は、「教団」としての自由な布教権を回復させることであつた。真宗はこの運動の成功で、再び宗論を含めた布教権を回復した。一方、黒住講社は、各宗が教院体制の枠内に取り込まれて身動きできない状態の中で、禁厭をふくめた独自の教法で教勢を拡大しつつあつた。筆者はこの存重寺事件を、真宗と黒住講社という、方法は違つても、それぞれ教団としての独自の発展を目指す両派がぶつかりあつた事件とみている。

三 新しい神道系講社の勃興

教院体制期、大分県ではあたらしい神道系の講社が相ついで設立される。敬神講社、惟神講社などである。また神宮教会も県下で活発な活動をはじめ。こうした神道系講社は、黒住講社の国民教化運動に触発され、また教院体制の限界を認識したことによって登場してくるよう思える。ここでは、これら神道系講社の成立と展開を追つてみたい。

(1) 敬神講社

敬神講社は、もと杵築藩の士族で国学者の物集高世を中心に、明治七年九月に結成されている。結社の届出は、八年二月である。物集高世は、明治二年（一八六九）に新たに設けられた宣教使に出仕し活躍した。また、国語学の研究でも優れた成果を残している。⁽⁶⁰⁾ 当時大講義で大分神道界の重鎮である。敬神講社は、三条の教憲を遵守し広めること、「外教」||キリスト教の拡大を防ぐ目的で結成された。信徒は、八年段階で一三四一人との報告があるが、一説には二〇〇〇人を超えともいう史

料もある。第四大区の福良村（現臼杵市）の大友某宅に本部が置かれた。⁽⁶¹⁾ 物集高世が講社の中心人物であること、信徒が二〇〇〇人とかかなりの規模であることなど、注目される組織であるが、残念ながら、これ以上のことを知る史料をまだ得ていない。

(2) 惟神講社

惟神（いしん）講社については、『社寺取調類纂』中にも関連の史料が含まれておりその存在は知られていた。しかし惟神講社が置かれた西寒多神社（現大分市）にも、関連の史料はほとんどないようで、その実態については、不明であった。ところが幸いにも、『神社編纂』など大分県の公文書のなかに関連の史料が含まれており、これによって大まかな活動状況を知ることができる。

惟神講社は、明治九年四月に結成されたようである。⁽⁶²⁾ 講社本部は、西寒多神社社務所に置かれた。惟神講社とは、「惟神ノ大道ヲ遵守」するとの目的から命名された。設立の「緒言」には、まず造化三神のうち「造化ノ大原ヲ主宰」する「天之御中大神」の神恩に感謝し、「大神ノ賦與セル靈魂ヲ戴持」し、「言行道ニ背カサルモノ」が「快樂無比ノ天上ニ生シテ真正ノ幸福」を得る、とある。⁽⁶³⁾ 造化三神、なかでも天之御中大神を主宰神として強調する点、死後の靈魂の行方について言及している点などに平田派国学の影響がみえる。これに関連して注目されるのが、「社中條約」である。その第十七条には、「社中ノ看病危篤ニ至リ既ニ死ニ近カラント思フキハ兼テ名望アル神道教導職ヲ請シテ死後靈魂帰着ノ旨ヲ懇々説聞スヘシ若時究リテ其暇ナキキハ社長及ヒ社中ノ者等打寄り前段ノ趣ヲ説諭シ病者ヲシテ心裏安着之上冥途ニ就カシムルノ注意常ニ怠ルベカラス」とある。総じて惟神講社は、来世⁽⁶⁴⁾死後の問題を積極的に扱い、神道の宗教的發展をめざす「教団」として設立されたといえる。

こうした方向で神道の發展をはかろうとするのは、実は教院体制期における神官の説教活動の不振に対する反省から生じたものと思われる。第五大区霜凝日子麓社の祠官渡部益荒は、神道と仏教を比較しながら、「夫人民神祇ヲ敬神スル弥陀ヲ信向⁽⁶⁵⁾

スルノ十ノ二三オラサルハ神祇ヲ蔑如スルノ心アリテ然ルニアラス独死後ノ一義ヲ以テナリ」として、神道が民衆に浸透しない理由は、仏教のように死後の問題を扱っていないからだ、と、神道の宗教としての「未熟」を鋭く指摘している。神官が教導職となつて民衆の中に入つて行くと、例えば法談や説教を通じて来世観や人倫を日常的に説いてきた真宗などとの差は歴然としていた。神道は、説教という課題に直面したのであつた。

一方、大教院が分離して神仏合同布教が廃止となることによつて、以後は各宗派で独自に布教活動を行うこととなつた。その際、三条の教則尊奉が説教の要件ではあつたが、各宗「自由競争」の時代がはじまつた。⁽⁶⁴⁾この自由競争において、神道も宗教としての実体を作り出す必要に迫られたと言える。惟神講社の成立は、そうした神道界の対応のひとつであつた。西寒多神社（惟神講社）は、明治九年五月からさつそく説教にうつてでる。この時の巡回説教は、「中教院仮設置以来巡回之義追々及遅延今節初テ派出致御管内ニ布教」というように、西寒多神社神官にとつて中教院設置以来、初めての説教活動であつた。⁽⁶⁵⁾以後、惟神講社は説教活動を組織的に展開する。すなわち、県下各地に「惟神講社教會所」を建設していくのである。この教會所は、惟神講社の集會・協議・講究の場と位置付けられ、毎月定期的に説教が行われた。こうした方法は、黒住講社のそれと全く同じである。惟神講社は、めざましい説教活動を展開する黒住講社から布教方法を学んだのである。

(3) 神宮教會

この頃、神宮教會も大分県下で活動を開始する。神宮教會は、明治五年七月に伊勢神宮の少宮司であつた浦田長民によつて設立された。設立当時は度会県（現三重県）を中心に説教活動を行つたが、明治八年五月の大教院解散後は、組織を再編成し全国的に教化活動を展開することになつた。⁽⁶⁶⁾

明治九年、神宮教會は大分県下各地で「人民ノ信否如何」の調査を行っている。これは、「大神宮出張所」建設の下調べであつた。この神宮教會の調査活動について、第三大区の正副戸長は、「當區内合社願濟氏神更定ノ際至極ノ好機會」であるか

ら「人民エモ協議ヲ遂神宮司廳ノ確報」を伝えたいが、差し支えないかと県に回答を求めている。正副戸長の神宮教会への対応は非常に好意的だと言える。県も「差閩之筋無之」と回答している。⁽⁶⁷⁾ 明治二十一年（一八七八）十一月には、この第三大区大分町（現大分市）に「神宮大分教会」が存在したことが確認できる。⁽⁶⁸⁾

この神宮教会の拡大にとって大いに期待されたのが、藤岡好古の巡回説教である。この藤岡の巡回説教が、明治八年に計画されて、大寺院解散のために実現しなかったことは先に述べた。今回藤岡は、神宮教会の説教のために再び来県することになった。巡回説教は、八月から九月にかけて県下一二ヶ所で実施される計画であった。⁽⁶⁹⁾ 九月六日、第五大区の三重学校で藤岡の説教が実施された。⁽⁷⁰⁾

以上、敬神・惟神講社および神宮教会の動きについてみてきた。これらの講社や教会は、神道の宗教としての発展を期して設立され、活動を展開した。どの講社・教会にとっても、明治八年五月の大寺院解散とその後の合併教院の差し止めが、新たな展開の画期になったといつてよい。惟神講社はこの時期に結成され、敬神講社も実際上の活動は明治八年に入ってからである。また神宮教会も大寺院解散後に全国的な教化活動を開始した。最後に筆者は、黒住講社を加えたこれら神道系講社・教会は、競合関係にあるというより補充関係にあったとみている。それは、神宮教会の巡回説教の場所に「黒住中教院」が利用されたり、西寒多神社の神官が代理として藤岡の巡回説教の「届出」を県に提出しているところなどにみられる。黒住講社と惟神講社との直接的な関係は出てこないが、神宮教会を接点として神道系講社が協同している様をみる事ができる。

おわりに

大分県中教院設立過程の特質はまず、長崎の教部省出張と長崎中教院の影響が大きい点にある。また、その設立が明治七年一〇月と、大きく遅れるが、ここには神道と仏教各勢力との内訌、および真宗の大教院分離運動の影響が大きかったように思

われる。成立した大分県中教院は、さしたる成果もあげられぬまま半年余りで解散する。中教院成立以前に活発に教化と僧侶の講字活動を行った仏教、特に禅宗の動きは教院体制期にむしろ沈静化する。中教院に組み込まれた諸宗派は、かえって教団としての自由な活動を制限された。中教院の枠にとられず、一定の距離を保って活発な教化活動を展開し教勢を拡大したのが黒住講社であった。黒住講社は、組織的な展開と、民衆に受け入れられやすい平易な説教と禁厭によって、急速に民衆のなかに浸透していった。県令である森下景端が黒住講社の信者である点も含め、黒住講社の存在こそが、大分県における教院体制の大きな特徴を示すものである。明治八年五月、大教院が解散すると、大分県中教院も同様の道をたどる。ところが、これと前後して、神道系講社の勃興がみられる。中でも惟神講社は、教義と組織の内実を備えもった「教団」であったと言える。教院体制期に神官たちは、説教・布教という壁に直面し、中教院解散後に神道の宗教的發展を志向する。講社・教会の勃興は、そうした状況を反映している。しかしこうした方向は、明治一五年（一八八三）の神官教導職の分離と神社非宗教論の台頭によって頓挫することになる。以上が、見通しもふくめた小稿のまとめである。

筆者は大分県という地域に立って、明治期の宗教制度や宗教行政を照射する作業をすすめている¹¹。そして、国家による宗教行政が、地域社会にどのような影響を及ぼし変容させるのに関心がある。しかし小稿では残念ながら、その地域社会のありようがあまりみえないままに終わったと自省している。教院体制は、地域社会にとってどのような意味があったのか。小稿は、主に大分県立公文書館所蔵の一連の神社行政関係の史料を駆使して論を展開したが、浄土真宗や黒住教関係の史料の発掘が、右の関心を充たすうえで必要だと思っている。

注

(1) 「大教院・中教院・小教院」『国史大辞典』吉川弘文館。安丸良夫『神々の明治維新』岩波書店、一九七九年。村上重良『国家神道』岩波書店、一九七〇年等による。

- (2) 「中教院の研究」『神道学』第九二号、「山形県の中教院―中教院の研究(二)」同第九二号、「福島県の中教院―中教院の研究(三)」同第九三号、「島根縣下における教導職の活動」同第一二二号、「島根縣下における教導職の活動」同第一二二号。
- (3) 「静岡・浜松両県下における教導職の活動(上・下)」『神道学』第七五・七六号。
- (4) 「地方教化体制と仏教」『明治維新と宗教』第七章、筑摩書房、一九九四年。
- (5) 井上順孝「社寺取調類纂に見られる神道界及び教化の動向」国学院大學日本文化研究所編『社寺取調類纂(神道・教化篇)』「解説」、一九九〇年。
- (6) 『大分県史(近代篇I)』五一四～五二二ページ。
- (7) 羽賀前掲書、二四八ページ。
- (8) 大分県立公文書館蔵『社寺録明治六年(II)』M四五三一―一八〇。なお末尾の数字は資料目録の整理番号である。
- (9) 『社寺録明治六年(II)』M四五三―三三二。
- (10) 以上、『社寺取調類纂』一六六。
- (11) 井上前掲論文、九ページ。
- (12) 『社寺録明治六年(II)』M四五三―一九三。
- (13) 同右、M四五三―一七五。
- (14) 同右、M四五三―一六一。
- (15) 同右、M四五三―二五五。
- (16) 同右、M四五三―二六八。
- (17) 『社寺取調類纂』一六九。
- (18) 羽賀前二前掲書、二六七～二七一。なお羽賀はこの中で、秋田県と青森県の中教院分離運動について論及している。

- (19) 『社寺取調類纂』一六六。
- (20) 『社寺録明治六年(II)』M四五三―一八三。
- (21) 『社寺取調類纂』一六九。
- (22) 『社寺取調類纂』一六九。
- (23) 『神社編纂明治七年』M二九五―一九五。
- (24) 井上前掲論文、一四ページ。
- (25) 清水前掲論文(下)、三七ページ。
- (26) 『神社編纂明治七年』M二九五―一六七。
- (27) 『神社編纂明治七年』M二九五―一六七、二六九、二七〇。
- (28) 同右、M二九五―一九五。
- (29) この点について羽賀は、「教化」に重きをおく教部省官吏と県政の一助と考える地方官吏との意識のずれを教院体制の問題として指摘している。羽賀前掲書、二四九ページ。
- (30) 『大分県地方史料叢書(七) 県治概略II』、一七五―一七六ページ。
- (31) 『神社編纂明治七年』M二九五―二四五。
- (32) 『神社編纂明治八年』M二九八―九。
- (33) 『神社編纂明治七年』M二九五―三二八。
- (34) 『大分県史(近代篇I)』、五一七ページ。
- (35) 清水前掲論文、「静岡・浜松両県下における教導職の活動(上)」五七―六一ページ。
- (36) 『大分県地方史料叢書(七) 県治概略II』、三五―三六ページ。

- (37) 『神社編纂明治八年』M二九八一―二九。
- (38) 『社寺取調類纂』一六九。
- (39) 『大分県歴史人物事典』大分合同新聞社、二九六ページ。
- (40) 『神社編纂明治八年』M二九九―二二。
- (41) 『日本近代思想体系5 宗教と国家』所収「宗教関係法令一覧」四六七ページ。
- (42) 『神社編纂明治八年』M二九八一―七八。なお、曹洞宗のみは宗教支院の設置が未定となっている。
- (43) 『神社編纂明治七年』M二九五―二九。
- (44) 井上前掲論文、一九ページ。
- (45) 『大分県史(近代篇I)』、五一九―五二一ページ。
- (46) 原敬吾『黒住宗忠』吉川弘文館(人物叢書)、一八〇―一八一ページ。
- (47) 『社寺録明治六年』M四五三―三八二。なお大分県の公文書における長塩関係の文書の初見がこれである。
- (48) 『大分県史(近代篇I)』、五二一ページ。
- (49) 例えば、『神社編纂明治七年』M二九五―九〇。
- (50) コレラと黒住教の関係については、拙稿「大分県における明治一二年のコレラ流行と民衆」、『大分縣地方史』一六五号。
- (51) 井上前掲書、一九―二三ページ。
- (52) 『神社編纂明治八年』M二九九―五八。
- (53) 『神社編纂明治九年』M三〇三―二一八。
- (54) 井上順孝『教派神道の形成』弘文堂、一九九一年、三五〇―三五五ページ。
- (55) 『神社編纂明治九年』M三〇三―一七七。

- (56) 『神社編纂明治八年』M二九八一三一〇。
- (57) 安丸良夫「近代転換期における宗教と国家」、五六二ページ、『日本近代思想体系5 宗教と国家』所収「解説」。
- (58) 『神社編纂明治八年』M二九八一―一四六。
- (59) 同右、M二九八一―一四七。
- (60) 弘文堂『神道事典』、五三四ページ。
- (61) 『神社編纂明治八年』M二九九一六七、一〇六。
- (62) 惟神神社設立の「緒言」や「入社規則」には、日付が付されていないが、これらの史料は『神社編纂明治九年』四月の公文書中に含まれている。
- (63) 『神社編纂明治九年』M三〇三一―一三七。
- (64) 安丸『神々の明治維新』、二〇八―二〇九ページ。
- (65) 『神社編纂明治九年』M三〇三一―一七六。なおこの文書は、説教への「官員」の出席を要請しているものである。
- (66) 弘文堂『神道事典』、四六五ページ。
- (67) 『神社編纂明治九年』M三〇四―一五五。
- (68) 『神社一件明治十一年』M三〇七―一二七。
- (69) 同右、M三〇七―二九九。
- (70) 同右、M三〇七―二四三。なお、聴徒数など詳細については不明。
- (71) 小稿は、拙稿「大分県における氏子調の展開と地域社会」（『大分縣地方史』一五六号）に続く「作業」である。